

Business News

第273号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、企業が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初予定した時期に定時株主総会を開催できない状況が生じた場合などにおける株主総会の運営や取り扱いについてご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症関連 株主総会

1. 定時株主総会の開催時期、議決権、配当について

(1) 「定時株主総会の開催時期」に関する定款の定めがある場合

- ・天災その他の事由により、その時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。
- ・したがって、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、「その状況が解消された後、合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる」ものと考えられます。
- ・なお、会社法では、株式会社の定時株主総会は「毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」と規定しています（会社法第296条第1項）が、これは「事業年度の終了後3か月以内に定時株主総会を開催すること」を求めているわけではありません。

(2) 「定時株主総会の議決権行使のための基準日」に関する定款の定めがある場合

- ・会社法上、基準日株主が行行使することができる権利は、「当該基準日から3か月以内に行行使するもの」に限られます（会社法第124条第2項）。
- ・したがって、新型コロナウイルス感染症に関連し、当該基準日から3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、会社は、「新たに議決権行使のための基準日を定め」、「当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行行使することができる権利の内容を公告」する必要があります。なお、基準日設定は、会社法が定める「法定公告」の一つになっています。

(3) 「剰余金の配当の基準日」に関する定款の定めがある場合

- ・今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、特定の日を基準日として剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、「定款で定めた剰余金の配当の基準日株主に対する配当はせず」、「その特定の日と異なる日を剰余金の配当の基準日と定め」、「当該基準日株主に剰余金の配当をする」こともできます。この場合も、「当該基準日の2週間前までに公告」する必要があります。

2. オンライン等での株主総会の開催（＝「ハイブリッド型バーチャル株主総会」）

(1) 「ハイブリッド型バーチャル株主総会」とは、取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所で株主総会（＝リアル株主総会）を開催する一方で、リアル株主総会の場に在籍しない株主が、インターネット等の手段を用いて遠隔地から「参加」ないし「出席」できる株主総会のことです。

(2) 経済産業省『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』には、株主が会社法上の出席となるか否かによって「参加型」と「出席型」に分類し、それぞれの取扱いが提示されていますのでご確認ください。<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

3. 最新の内容や詳細については、以下のHPでご確認ください。

- ・法務省「定時株主総会の開催について」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html
- ・経済産業省「株主総会運営に係る Q&A」https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N273

Copyright 三井住友海上火災保険株式会社 無断転載・複写を禁止します。